

入札に関する特記事項

新型コロナウイルス感染症の拡大防止を目的とし、入札会場での密集及び入札参加者の地理的移動を抑制するため、本入札における特記事項を下記のとおり定める。

なお、入札心得等と相違がある内容については、本特記事項が優先する。

○入札方法：前日までの書留郵便又は持参によるものとする。（高砂市契約規則第13条及び第23条関連）

入札書は、入札日の前日（入札の前日が休日等の場合は、その前日）までに、契約管財課への書留郵便又は持参により提出するものとする。内封書・外封書ともに、1件の入札ごとに1枚作成すること。入札日の前日までに提出がない場合は、無効とする。

【郵送による方法】

(1) 書留郵便により、入札日の前日までに契約管財課へ提出すること。

※郵送に係る費用は、入札結果にかかわらず入札参加者が負担する

※提出先の住所：〒676-8501 兵庫県高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号

高砂市 財務部財務室契約管財課

(2) 入札書類は二重封書とし、入札書及び入札金額積算内訳書を同封のうえ封印した内封書と入札参加資格確認通知書（写し）を外封書に入れて封印すること。なお、外封書及び内封書のいずれにも

「商号又は屋号」

「東播臨海広域クリーンセンター余剰電力売却（令和6年度）入札の入札書
在中」

「入札日時：2月2日 時 分」と記載すること。

【持参による方法】

(1) 入札日の前日17時までに契約管財課へ直接持参すること。

(2) 入札書類の作成方法は【郵送による方法】と同じとする。

○入札書日付：入札前日までの日付で作成する。

提出期限を入札前日とすることから、入札日ではなく入札前日までの日付で作成すること。

（例）入札日が2月2日の場合、入札通知日から2月1日までの日付

○入札に関する提出書類：担当課へ提出する。

入札書及び内訳明細書以外で、事前に提出する書類がある場合は、担当課へ提出する。提出方法は担当課の指示に従うこととするが、極力、郵送又は電子メール(PDF)による提出とする。

担当課：高砂市生活環境部エコクリーンピアはりま

提出先住所：〒676-0074

高砂市梅井6丁目1番1号

電話番号：079-447-1760

FAX番号：079-448-5338

☒アドレス：tact3430@city.takasago.lg.jp

○入札立合：入札への立ち会いは任意とする。（高砂市契約規則第15条関連）

本入札は当該入札事務に関係のない市職員を立ち合わせ執行する。新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、入札参加者は入札に立ち会わないことを推奨するが、立ち会う場合は、発熱のない者であることを条件とし、入札室へ入室する際に手指消毒しマスクを着用すること。

なお、落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、当該入札者もしくは当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせて落札者を決定する。

○入札回数：1回を限度とする。

入札回数は1回を限度とし、再度の入札は行わない。